

環境省告示第四十七号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の九第四号の規定に基づき、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目を次のように定め、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣 石原 伸晃

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（飼養施設の管理）

第二条 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
- 二 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生

活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。

三 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。

四 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。

五 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないうよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。

六 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。

七 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。

(飼養施設及びそれに備える設備の構造及び規模)

第三条 飼養施設及びそれに備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

一 飼養施設は、施行規則第十条の六第二項第二号イからトまでに掲げる設備を備えること。

二 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。

三 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等

を備えること。

四 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法にかんがみ、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。

六 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。

七 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。

八 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

九 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

十 ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

イ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

ロ 側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情

がある場合にあつては、この限りでない。

八 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

二 動物によつて容易に損壊されない構造及び強度であること。

ホ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

十一 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によつて、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

十二 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。

十三 ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

(設備の管理)

第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

二 ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。

三 ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

五 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

六 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。

(動物の管理)

第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保

管に当たる職員数に見合ったものとする。

ロ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。

ハ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。

ニ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ホ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになること）をいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。

ヘ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

ト 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

チ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合

には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
リ 届出をして展示業を行う者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めると。

又 届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

ル 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。

ヲ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ワ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。

カ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
コ 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択

すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。
タ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。

二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。

ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ホ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動

物、幼齡の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講ずること。

四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

イ 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。

ロ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

ハ 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ニ 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数によ

り給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ホ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

ヘ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。
五 動物を見物客等と接触させる場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認められた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。

六 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

イ 譲渡業者にあつては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食

べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

ロ 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。

ハ 譲渡業者にあつては、施行規則第十条の九第一号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たつて、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(1) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

(2) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

(3) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(4) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(5) (4)に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

(6) 性別の判定結果

(7) 生年月日

(8) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(9) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(10) 施行規則第十条の九第一号イからホまで及び本号八（ 1 ）から（ 9 ）までに掲げるもののほか、当

該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

二 届出をして貸出業を行う者にあつては、施行規則第十条の九第三号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たつて、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(1) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(2) 性別の判定結果

(3) 生年月日

(4) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(5) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(6) 施行規則第十条の九第三号イからホまで及び本号二（ 1 ）から（ 5 ）までに掲げるもののほか、当

該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

七 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ハ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

ホ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。